

頌栄保育学院役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人頌栄保育学院（以下「学院」という。）寄附行為第31条の規定に基づき、役員報酬及び旅費等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬及び支給方法)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 給与規程及び退職金規程に基づき、教職員としての給与及び退職金を支給し、役員報酬は支給しない。
- (2) 非常勤の役員 理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、6千円以内であらかじめ理事会において定めた額を支給する。
- (3) 理事長の報酬額は、本条の第1号の役員の場合は、その支給とし、第2号の役員の場合は、月額12万円以内で理事会においてその額を定め給与規程の定める方法に準じて支給する。

(役員の出張旅費等)

第4条 役員が法人運営のための業務に当たる際の旅費・交通費については、役員旅費規程に則り支給する。

2 役員が職務の執行に当って、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は2020年（令和2年）4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、役員報酬規程（1973年（昭和48年）2月14日制定）は2020年（令和2年）3月31日に廃止する。